

＼ 健保と年金 /

ほっと便

2023

6

わかやま

白浜恋路海岸

主な内容

- P2 令和5年度の年金額改定について
- P3 令和5年度 健診のご案内
 - // 傷病手当金支給申請書の書き方(事業主記入欄)
- P4 令和5年度版『社会保険の事務手続』の送付について
 - // 熊野川舟下り・瀨峡めぐりについて
 - // 当協会のインボイス制度への対応について
 - // 4月号のクイズの答え



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号



令和5年度の年金額改定について お知らせします



総務省から公表された、「令和4年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）を踏まえ、令和5年度の年金額は、法律の規定に基づき、新規裁定者（67歳以下の方）は前年度から2.2%の引き上げとなり、既裁定者（68歳以上の方）は前年度から1.9%の引き上げとなります。

令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

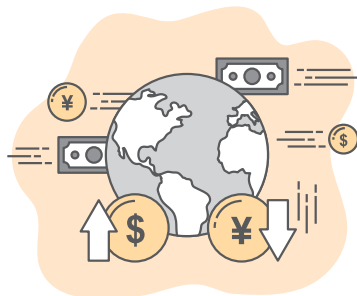
	令和4年度（月額）	令和5年度（月額）
国民年金※1（老齢基礎年金（満額）： 1人分）	64,816円	66,250円 （+1,434円）
厚生年金※2（夫婦2人分の老齢基礎 年金を含む標準的な年金額）	219,593円	224,482円 （+4,889円）

※1 令和5年度の既裁定者（68歳以上の方）の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額66,050円（対前年度比+1,234円）です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。



このため、令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定者は物価変動率（2.5%）を用いて改定します。また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われます。よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ

令和5年度 健診のご案内

協会けんぽでは被保険者(本人)を対象にした「生活習慣病予防健診」を実施しています。生活習慣病は自覚症状なく進行し、気づいた時には症状が進行している場合も少なくありません。重症化を予防するためにも必ず年に一度は健診を受診しましょう。労働安全衛生法の定期健康診断の項目に加えて、がん検診(肺・胃・大腸・乳・子宮頸がん)もセットで受けることができます。

対象者 35歳～74歳
 (被保険者)

健診費用
自己負担額 5,282円(最高)
 令和5年4月～自己負担額が約2,000円
 安くなりました。
 (費用補助は年度内にお一人様一回限り)

受診の流れ

 ① 事業所様へ健診の案内
 が届きます

 ② 健診機関へ予約
 (協会けんぽへの申し込みは不要)

 ③ 健診を受診
 (保険証等を忘れずにご持参ください)

メタボ(予備軍)に該当した方は特定保健指導を受けましょう!

健診を受けた40歳以上の方のうち、メタボのリスクのある方に対して保健師・管理栄養士が生活習慣を見直すサポートを行います。

特定保健指導の流れ

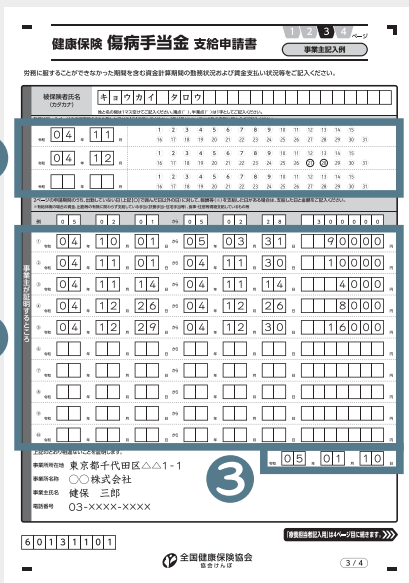
 ① 目標・行動計画の設定
 (20分～30分の面談)

 ② 3～6か月実践
 (保健師・管理栄養士がサポート)

 ③ 達成度のチェック
 (引き続きの健康づくりのアドバイスもします)

● お問い合わせ先 …………… 保健グループ TEL: 073-435-0224

傷病手当金支給申請書の書き方(事業主記入欄)



健康保険 傷病手当金 支給申請書

労働に就くことができなくなった期間を労務管理記録簿の記録状況および賃金支払い状況等を記入ください。

1 出勤した日付を「○」で表示してください。(有給や公休日の記入は不要です。)

2 出勤していない日に報酬等を支給した場合は支給した日・金額をご記入ください。(有給休暇の賃金や住宅・扶養手当等、食事・住居等の現物支給しているものが対象です。)

3 証明は、申請期間経過後の日付をご記入ください。

3 出勤日に対しての報酬(残業手当等)や、見舞金等の一時的に支給したものは記入不要です。



● お問い合わせ先 …………… 業務グループ TEL: 073-421-3102

お知らせ

協会けんぽの各種申請書の様式を変更しました。
 令和5年1月から、新様式での申請をお願いしています。

新様式のダウンロードは
 こちらから



令和5年度版『社会保険の事務手続』の送付について

算定基礎届、月額変更届などの届出に関する解説や記入例を分かりやすく記載している参考図書を購入しましたので、会員事業所様へ送付させていただきました。

冊子の裏面には厚生年金保険料をはじめ、協会けんぽ和歌山支部の健康保険料等を記載していますので、是非ご活用ください。こうした事業は、事業主の皆様にご協力いただいています社会保険協会費により運営されております。引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人 和歌山県社会保険協会



新企画

熊野川舟下り・瀨峡めぐり～熊野の神々とのふれあい～

この度、福利厚生事業の一環としまして、当協会と一般財団法人熊野川町ふれあい公社様との間で以下のとおり、施設利用料の優待契約を締結しました。事前に施設(熊野川川舟センター)へ電話の上、当協会の会員である旨を伝えていただき乗船予約をお願いします。当日、当協会発行の「施設利用会員証」を受付へ提示すれば、以下の割引料金で乗船できます。

※優待は熊野川舟下り、瀨峡めぐりとも「施設利用会員証」1枚につき、大人2名及び小人2名が上限になります

「熊野川舟下り」



(提供) 公益社団法人和歌山県観光連盟

- ☆ご予約 … 熊野川川舟センター ☎ 0735-44-0987
新宮市熊野川町田長54-8(道の駅「瀨峡街道熊野川」内)
- ☆受付 … 当日の乗船受付、料金支払も同センターになります
- ☆乗船場 … 同センターより徒歩すぐ
- ☆期間 … 令和5年6月1日～令和5年11月30日 ※令和5年度の契約期間
- ☆料金 … (大人) 中学生以上 …… 4,300円 ⇒ 3,900円(割引後)
(小人) 4歳～小学生 …… 2,000円 ⇒ 1,800円(割引後) ※4歳未満は乗船不可
- ☆コース … 歴史の参詣道、熊野川下りの舟旅、熊野速玉大社横の河原まで約16km・90分
※降船場からは無料送迎バスで同センター(道の駅)へ、約30分



「瀨峡めぐり」



- ☆ご予約 … 熊野川川舟センター ☎ 0735-44-0987 ※上記と同じ
新宮市熊野川町田長54-8(道の駅「瀨峡街道熊野川」内)
- ☆受付 … 当日の乗船受付、料金支払いは玉置口サテライトになります
新宮市熊野川町玉置口8-1 玉置口サテライト
- ☆乗船場 … 同サテライトより徒歩すぐ
- ☆期間 … 令和5年6月1日～令和5年11月30日 ※令和5年度の契約期間
- ☆料金 … (大人) 中学生以上 …… 3,000円 ⇒ 2,700円(割引後)
(小人) 4歳～小学生 …… 1,500円 ⇒ 1,350円(割引後) ※4歳未満は乗船不可
- ☆コース … 瀨峡(瀨八丁)の大自然をめぐる舟旅、約40分 ※乗船場に戻ります

施設利用券(補助券)を発行します!

当協会より先着50名様にコースが選択できる施設利用券(1000円 ※1グループ2名以上の乗船に限る)を発行します。当利用券の有効期間は令和5年6月1日～同年11月30日迄で上記割引との併用が可能です。当日受付へ提出してください。お申込みは、当協会ホームページの「施設利用券(補助券)申込書」を印刷し、必要事項を記載の上、被保険者証のコピーを添付して当協会へ郵送(84円切手を貼付した返信用封筒を同封)してください。

「熊野川舟下り」及び「瀨峡めぐり」の詳細は、公式ホームページ 川舟センター <https://www.kawabune.info> をご確認ください。



当協会のインボイス制度への対応について

一般財団法人和歌山県社会保険協会は、非営利法人であり実施する事業は消費税の課税対象にはなりませんので、インボイス発行事業所の登録はいたしません。※社会保険協会費は不課税扱いです。

4月号のクイズの答え

正解は、(ア) → ①、(イ) → ②、(ウ) → ① でした。

保険料は健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を取得した日から発生し、月単位で計算します。

Aさんは月末(3月31日)が資格取得日なので3月分の保険料は必要です。また、資格喪失日(退職日の翌日)の属する月は保険料が不要となります。Aさんは4月29日付退職なので資格喪失日は4月30日となり4月分の保険料は不要です。

Bさんのように健康保険・厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失した場合は、一ヶ月分の保険料(4月分)が必要となります。ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に厚生年金保険の資格又は国民年金(第2号被保険者を除く)の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。この場合、年金事務所から対象の会社あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせが送付されます。厚生年金保険料の還付後、被保険者負担分は会社から被保険者であった方へ還付することになります。

※令和5年6月号の社会保険クイズは紙面の関係上、休ませていただきました。

発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

